

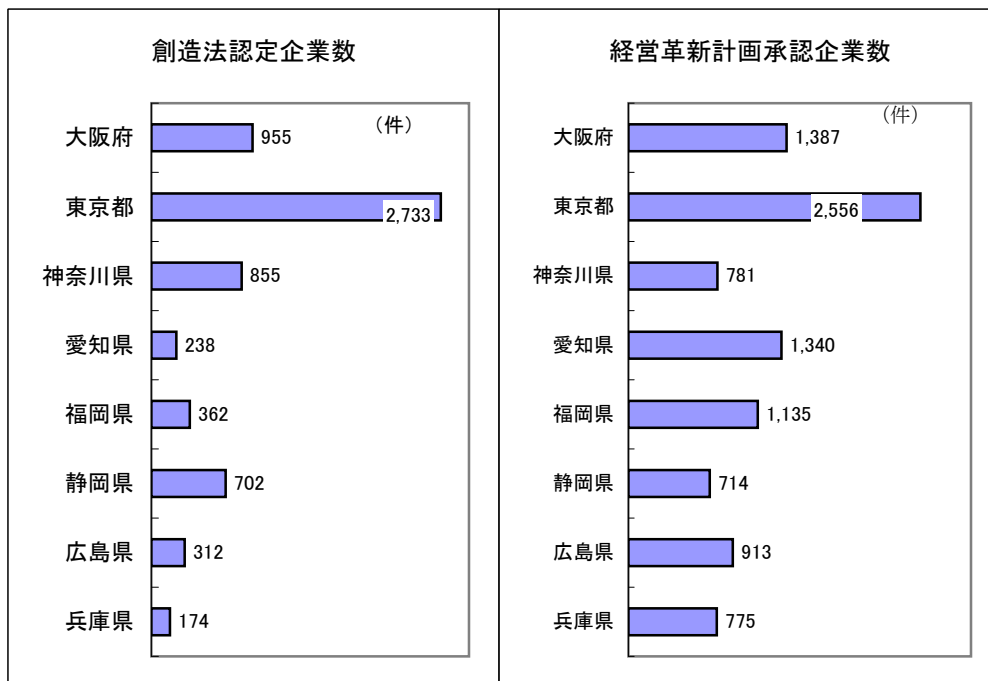
3-6. 中小企業創造活動促進法認定・中小企業経営革新支援法承認企業数

中小企業創造活動促進法（創造法）認定企業数及び中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画承認企業数を全国府県との比較でみますと、大阪府は東京都に次いで、全国で2番目の認定・承認企業数となっています。
 なお、同二法は、平成17年4月に中小企業新事業活動促進法に整理統合されております。

	創造法 認定企業数	経営革新計画 承認企業数	合計
大阪府	955	1,387	2,342
東京都	2,733	2,556	5,289
神奈川県	855	781	1,636
愛知県	238	1,340	1,578
福岡県	362	1,135	1,497
静岡県	702	714	1,416
広島県	312	913	1,225
兵庫県	174	775	949
全国計	10,978	17,899	28,877

(中小企業庁調べ)

(注) 中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新支援法ともに平成17年3月31日現在



中小企業創造活動促進法（創造法）

正式には「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」といいます。中小企業者やこれから創業しようとする方、あるいは事業協同組合等は、研究開発等事業計画を作成し、創造法に基づく知事の認定を受けると、政府系金融機関による低利融資や債務保証・課税の特例、補助金など幅広い支援措置を利用することが可能となります。

中小企業経営革新支援法

中小企業が単独でまたは共同で、必要に応じ組合や共同出資会社等を用いつつ、新商品の開発や生産、新役務の開発又は提供、新たな生産方式の導入などの新たな取り組みによって、相当程度の経営の向上を図るための計画（経営革新計画）を作成し、中小企業経営革新法に基づく知事の承認を受けると、融資、課税の特例など各種支援措置を利用することが可能となります。

(17年4月 中小企業新事業活動促進法に整理統合)